

緊急消防援助隊鳥取県大隊 応援等実施計画

令和2年3月
鳥取県

緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画 目次

第1章 総則	・・・ 1
第2章 鳥取県大隊等の編成	・・・ 1
第3章 鳥取県大隊等の出動	・・・ 3
第4章 現場活動	・・・ 6
第5章 後方支援活動	・・・ 7
第6章 活動終了	・・・ 8
第7章 活動報告等	・・・ 8
第8章 その他	・・・ 9

資料等

別表第1 用語の定義	・・・ 11
別表第2 鳥取県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先	・・・ 13
別表第3 関係機関連絡先	・・・ 14
別表第4 鳥取県の登録隊	・・・ 17
別表第5 鳥取県大隊の編成	・・・ 18
別表第6 鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材	・・・ 19
別表第7 鳥取県統合機動部隊の編成	・・・ 20
別表第8 鳥取県NBC災害即応部隊の編成	・・・ 21
別表第9 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の編成	・・・ 22
別表第10 鳥取県大隊の出動対象都道府県等一覧	・・・ 23
別表第11 鳥取県大隊の迅速出動に係る隊編成	・・・ 24
別表第12 鳥取県大隊無線通信運用体制	・・・ 25
別表第13 鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	・・・ 26
別表第14 鳥取県大隊の準備資機材（特殊災害対応中隊）	・・・ 27
別紙第1 鳥取県大隊指揮体制	・・・ 28
別紙第2 公務従事車両証明書	・・・ 29

（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成31年消防広第76号）別記）

別紙第3 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	・・・ 30
------------------------------------	--------

（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成31年消防広第76号）別添様式）

運用要綱別記様式1 ○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	・・・ 31
運用要綱別記様式2 緊急消防援助隊活動報告（日報）	・・・ 32
要請要綱別記様式2-1 出動可能隊数報告及び出動準備依頼	・・・ 33
要請要綱別記様式2-2 出動可能隊数・出動隊数の報告	・・・ 34
要請要綱別記様式3-1 緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	・・・ 36
要請要綱別記様式5-1 緊急消防援助隊活動報告書	・・・ 37
要請要綱別記様式5-2 各都道府県における消防本部毎の出動状況	・・・ 39

緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画

令和2年3月12日 第201900319716号

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）のほか、鳥取県大隊、鳥取県統合機動部隊、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊（以下「鳥取県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、鳥取県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。

2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。

(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局

3 前2項に定めるもののほか、用語については【別表第1】のとおりとする。

第2章 鳥取県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 鳥取県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の構成を消防局単位とする。【別表第2】

2 代表消防機関は県内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防局の連絡先は、【別表第2】のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、【別表第3】のとおりとする。

(3) 代表消防機関は各消防局に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には鳥取県防災行政無線、消防無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(鳥取県大隊等の編成)

第5 鳥取県の登録隊は、【別表第4】のとおりとする。

- 2 鳥取県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊等を、【別表第5】に基づき選定するものとする。
- 3 大隊は、県単位とし、鳥取県大隊と呼称するものとする。なお、鳥取県大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 4 中隊は、消防局単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇中隊(又は消火中隊等)」と呼称するものとする。なお、中隊長は鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊(又は各消防局の呼出し名称)」と呼称するものとする。
- 6 後方支援中隊の編成は、【別表第6】のとおりとし、鳥取県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の中から鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 7 統合機動部隊は、【別表第7】のとおり編成し、鳥取県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。ただし発災場所によっては代表消防機関代行の職員をもって充てることことができる。
- 8 NBC災害即応部隊は、【別表第8】のとおり代表消防機関の登録小隊で編成し、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊(以下「鳥取県NBC災害即応部隊」という。)と呼称するものとする。なお、鳥取県東部広域行政管理組合消防局NBC災害即応部隊長(以下「鳥取県NBC災害即応部隊長」という。)は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員を充てるものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊は、【別表第9】のとおり編成し、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊と呼称するものとする。なお、鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、代表消防機関の鳥取県東部広域行政管理組合消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 鳥取県大隊の指揮体制は、＜別紙第1＞のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。)＜別記様式1＞のとおりとする。
- 3 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、鳥取県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 鳥取県統合機動部隊(第1次編成陸上隊を兼ねる)の隊長は、鳥取県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 鳥取県NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 7 中隊長は、鳥取県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

第7 鳥取県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、【別表第10】のとおりとする。

第3章 鳥取県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 各消防局は、鳥取県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱(政令市等については5強)以上の地震災害が発生した場合又は大津波警報が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防局は、直ちに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとする。

2 鳥取県は、消防庁から要請要綱<別記様式2-1>により出動準備を求められた場合は、各消防局に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防局は出動準備を行うとともに、速やかに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、速やかに消防庁に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数の報告を行うものとする。

3 鳥取県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

(鳥取県大隊等の出動)

第9 知事は、長官から要請要綱<別記様式3-1>により出動の求め又は指示を受けた場合は、【別表第5~10】に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防局に対して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、NBC災害が発生し、鳥取県東部広域行政管理組合管理者鳥取市長(以下「鳥取市長」という。)が長官から要請要綱<別記様式3-1>により出動の指示を受けた場合は、この限りでない。

2 各消防局は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数を報告するものとする。

3 鳥取県は、各消防局の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱<別記様式2-2>により出動可能隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、鳥取県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、鳥取県及び各消防局に対して連絡するものとする。

5 鳥取県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に鳥取県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する鳥取県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、鳥取県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 6 各小隊を出動させた各消防局は、次に掲げる事項について鳥取県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
- (1) 指揮者の階級、職名及び氏名
 - (2) 出動隊数、車両及び資機材
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項
- 7 鳥取市長は、NBC災害が発生し、出動の指示を受けた場合は概ね30分以内に鳥取県NBC災害即応部隊を出動させ、鳥取県NBC災害即応部隊長は5(2)～(5)の任務を指示し、後方支援本部に対して報告させるものとする。
- 8 前項の場合、鳥取県東部広域行政管理組合消防局は6(1)、(2)及び(4)の事項について県に報告するものとする。

(迅速出動)

第10 迅速出動に係る鳥取県大隊の編成は、【別表第11】のとおりとする。

- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、鳥取県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防局との情報共有に努めるものとする。
- 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防局は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、鳥取県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防局は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 鳥取県統合機動部隊は、地震発生後、第一次編成陸上隊を充てるものとし、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 第二次編成陸上隊(隊員交代)は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
 - (3) 代表消防機関は、第二次編成陸上隊(隊員交代)の集結場所及び集合時間を決定し、鳥取県及び県内消防局に対して連絡するものとする。
- 5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第3項に定めるもののほか、鳥取県統合機動部隊は、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 12 鳥取県大隊長、鳥取県統合機動部隊長、鳥取県NBC災害即応部隊長及び鳥取県土砂・風水害機動支援部隊長(以下「鳥取県大隊長等」という。)は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び鳥取県に対して報告するものとする。

3 NBC災害即応部隊は集結場所に集結せず、直接、進出拠点に出動することができるものとする。

4 連絡方法は、原則として携帯電話及び緊急消防援助隊動態情報システムで報告する。(以下、報告については同様とする。)

(進出拠点への進出)

第 13 鳥取県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 鳥取県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

(1) 被災地の被害概要

(2) 鳥取県大隊等の活動地域及び任務

(3) 鳥取県大隊等の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行の場合は、料金所一般レーンで、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンで、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、＜別紙第 2＞「公務従事車両証明書」を提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防局名、職名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(3) 名刺を提出した場合、後日、鳥取県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(4) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第 15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第16 鳥取県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、鳥取県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該鳥取県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第17 鳥取県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 鳥取県大隊本部を設置する場合は、その位置
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統
- (7) 地理及び水利の状況
- (8) その他活動上必要な事項

2 鳥取県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する鳥取県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が鳥取県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、鳥取県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する鳥取県大隊が被災地に到着後は、鳥取県大隊に帰属し、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(鳥取県大隊本部の設置)

第18 鳥取県大隊長は、必要に応じて鳥取県大隊長を本部長とする鳥取県大隊本部を設置するものとする。

2 鳥取県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

3 鳥取県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。

4 鳥取県大隊長は、被害状況及び鳥取県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第 19 活動時の無線通信運用体制は、【別表第 12】のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、鳥取県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第 20 後方支援中隊の保有資機材は、【別表第 6】のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、【別表第 13】のとおりとする。
- 3 特殊災害対応中隊の保有資機材は、【別表第 14】のとおりとする。

(日報)

第 21 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱＜別記様式 2＞により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第 22 鳥取県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、鳥取県及び必要と認める消防局に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、鳥取県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 鳥取県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 鳥取県大隊等の活動記録の集約
 - (4) 各消防局に対する鳥取県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (5) 鳥取県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (6) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (8) 後方支援に関し、鳥取県との調整
 - (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 23 後方支援中隊は、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡

- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第24 鳥取県及び各消防局は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(鳥取県大隊等の引揚げ)

第25 鳥取県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの指示があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 鳥取県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 鳥取県大隊の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 鳥取県は、鳥取県内の消防局に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式5-1、5-2>により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 鳥取県は、各消防局からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱<別記様式5-1、5-2>により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、高速道路事業者等から高速自動車国道等の通過状況（公務従事車両証明書の発行番号、車両の番号及び区間）について提出を求められた場合は、【別紙第 3】により速やかに提出するものとする。

第 8 章 その他

（航空部隊の応援等）

第 29 航空部隊に係る応援等については、鳥取県が別に定めるものとする。

（消防本部等における事前準備）

第 30 各消防局等は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防局等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

ただし、第 5 条第 9 項の土砂・風水害機動支援部隊については、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
4	要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。	
5	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
6	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
7	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
8	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
12	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
13	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
15	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15) 運用要綱第21条(2)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(6)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条

24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地へ赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
30	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
31	エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
32	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
33	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
34	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
35	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
36	第一次編成陸上隊	迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに行動するために編成される隊をいう。	
37	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)を含む。	
38	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
39	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

関係機関連絡先一覧表

令和元年12月1日現在

区分	関係機関名	時間帯別	連絡窓	有線電話(NTT回線)	地域衛星通信ネットワーク		①防災行政無線(鳥取県)		備考
					電話	ファックス	電話	ファックス	
国・県関係	総務省消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7552	048-500-90-49013	② 7-90-49013	7-90-49033	災害対策本部
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49102	② 7-90-49102	7-90-49036	
	鳥取県	昼間	消防防災課	0857-26-7062	0857-26-8139	031-200-7062	① 17-5200-122 ② 31-305.306	17-5200-129 31-311	鳥取県調整本部
		夜間	消防防災課	0857-26-7064	0857-26-8137	031-200-7062	① 17-5200-121	17-5200-129	
	鳥取県消防防災航空センター	昼間	消防防災航空隊	0857-38-8119	0857-38-8127	031-500-60	① 17-5500-60	17-5500-19	
		夜間	-	-	-	-	-	-	
	鳥取県警察本部	昼間	警備第二課	0857-23-0110	0857-23-0110	-	-	-	
		夜間	警備第二課	同上	同上	-	-	-	
	陸上自衛隊第8普通科連隊	昼間	第3科	0859-29-2161	-	-	① 17-5600-11	17-5600-19	
	第3輸送航空隊	夜間	第3科	同上	-	-	同上	同上	
統括防衛本部所属消防本部	航空自衛隊	昼間	防衛部運用班	0859-45-0211	-	-	-	-	
		夜間	防衛部運用班	同上	-	-	-	-	
	第八管区海上保安本部	昼間	警備救難課	0859-42-2531	0859-42-2531	-	① 17-3388	-	
	境海上保安部	夜間	警備救難課	同上	同上	-	同上	-	
	大阪市消防局	昼間	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	-	-	統括指揮支援隊指定
		夜間	警防課	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	-	-	順位第1位
	京都市消防局	昼間	警防計画課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	-	-	統括指揮支援隊指定
		夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	-	-	順位第2位
	京都市消防局	昼間	警防計画課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	-	-	
		夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	-	-	
指揮支援隊所属消防本部	大阪市消防局	昼間	警防課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	-	-	
		夜間	警防課	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	-	-	
	神戸市消防局	昼間	警防課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	-	-	
		夜間	警防課	078-333-0119	078-325-8529	同上	-	-	
	岡山市消防局	昼間	警防課	086-234-9979	086-234-1059	033-101-6230-203	-	-	
		夜間	情報指令課	086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200	-	-	
	広島市消防局	昼間	警防課	082-546-3451	082-249-1160	034-701-92311	-	-	
		夜間	指令係	082-546-3456	082-542-1007	034-701-92391	-	-	

区分	関係機関名	時間 帯別	連絡窓 口	有線電話(NTT回線)		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線		備 考
				電 話	ファックス	電 話	ファックス	電 話	ファックス	
代都第 表道1 3消防次 県防府出 機隊動 関	神戸市消防局	昼間	警 防 課	078-322-5747	078-325-8597	028-100-42	028-100-62	-	-	
		夜間	司 令 課	078-333-0119	078-325-8529	同上	同上	-	-	
	松江市消防本部	昼間	警 防 課	0852-32-9131	0852-22-9876	032-422-2-143	032-422-2-119	-	-	
		夜間	通信指令課	0852-32-9171	0852-22-0150	同上	同上	-	-	
	岡山市消防局	昼間	警 防 課	086-234-9979	086-234-1059	033-101-6230-203	033-101-6230-039	-	-	
		夜間	情報指令課	086-253-9978	086-253-9984	033-101-6230-200	同上	-	-	
	金沢市消防局	昼間	警 防 課	076-280-3094	076-280-0020	-	-	80-451-10	80-451-21	
		夜間	情報指令課	076-280-0119	076-280-4999	017-451-10	017-451-21	-	-	
	福井市消防局	昼間	救急救助課	0776-20-3998	0776-20-3119	018-350-1-1241	018-350-1-1259	-	-	
		夜間	管制課	0776-20-3999	0776-20-6119	018-350-1-1270	同上	-	-	
	大津市消防局	昼間	通信指令課	077-522-0119	077-522-4657	025-100-3-150-0	025-100-3-150-1	-	-	
		夜間	同上	同上	同上	同上	同上	-	-	
	京都市消防局	昼間	警 防 課	075-212-6727	075-212-6748	026-100-6727	026-100-6748	-	-	
		夜間	消防指令センター	075-212-6750	075-252-1190	026-100-6700	026-100-5174	-	-	
	大阪市消防局	昼間	警 防 課	06-4393-6545	06-4393-4750	027-400-2	027-400-5	-	-	
		夜間	司令課	06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	同上	-	-	
出動準備都道府県隊代表消防機関(2府14県)	奈良県広域消防組合消防本部	昼間	中央方面隊	0744-26-0118	0744-46-9113	029-550-91	029-550-90	-	-	
		夜間	通信指令センター	0744-26-0115	0744-46-9175	同上	同上	-	-	
	和歌山市消防局	昼間	警 防 課	073-428-0119	073-422-0200	030-210-502	030-210-599	-	-	
		夜間	指令課	073-422-0119	同上	030-210-500	030-210-599	-	-	
	広島市消防局	昼間	警 防 課	082-546-3451	082-249-1160	034-701-92311	034-701-92339	-	-	
		夜間	指令係	082-546-3456	082-542-1007	034-701-92391	同上	-	-	
	下関市消防局	昼間	警 防 課	083-233-9112	083-224-0119	035-451	-	-	-	
		夜間	情報指令課	083-233-9119	同上	-	-	-	-	
	徳島市消防局	昼間	警 防 課	088-656-1192	088-656-1201	036-386-2850	036-386-2290	-	-	
		夜間	通信指令課	088-656-1190	088-656-1202	036-386-2800	同上	-	-	
	高松市消防局	昼間	警 防 課	087-861-1550	087-861-2504	037-431-3540	037-431-3499	-	-	
		夜間	情報指令課	087-861-2500	087-861-1544	037-431-3411	同上	-	-	
	松山市消防局	昼間	警 防 課	089-926-9220	089-926-9188	-	-	-	-	
		夜間	通信指令課	089-926-9200	089-926-9198	-	-	-	-	
	高知市消防局	昼間	警 防 課	088-871-7502	088-824-5082	039-501-9	039-501-399	-	-	
		夜間	総合指令課	088-822-8151	088-871-7518	-	-	-	-	
※時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。連絡及び要請の手段は、①NTT電話・ファックス、②地域衛星電話・ファックスの順とする。 各都道府県消防防災主管課の連絡窓口は、「緊急消防援助隊関係参考資料(平成29年4月総務省消防庁)参照。	福岡市消防局	昼間	警 防 課	092-725-6952	092-791-2420	040-130-71	040-131-75	-	-	
		夜間	災害救急指令センター	092-725-6646	092-735-1074	040-130-70	同上	-	-	
	佐賀広域消防局	昼間	消 防 課	0952-33-6761	0952-21-2119	041-511-352	041-511-333	-	-	
		夜間	通信指令課	0952-30-0111	0952-30-0367	041-511-250	同上	-	-	
	長崎市消防局	昼間	警 防 課	095-822-0448	095-829-1067	042-166-11	042-166-19	-	-	
		夜間	指令課	095-822-0461	095-820-8872	042-166-9-2420	-	-	-	

※時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。連絡及び要請の手段は、①NTT電話・ファックス、②地域衛星電話・ファックスの順とする。
各都道府県消防防災主管課の連絡窓口は、「緊急消防援助隊関係参考資料(平成29年4月総務省消防庁)参照。

区分	関係機関名	時間帯別	連絡窓口	有線電話(NTT回線)		地域衛星通信ネットワーク		消防防災無線		備考
				電話	ファックス	電話	ファックス	電話	ファックス	
第一次出動航空小隊	大阪市	昼間	消防局航空隊	072-992-4900	072-991-0119	027-400-1-701		-	-	
		夜間		06-4393-4988	06-4393-4060	027-400-3	027-400-5	-	-	
	京都市	昼間	消防航空隊	075-621-1834	075-621-1683	-	-	-	-	
		夜間				-	-	-	-	
	島根県	昼間	防災航空隊	0853-72-7661	0853-72-7671	032-335-213	032-335-230	-	-	
		夜間						-	-	
	兵庫県	昼間	消防防災航空隊	078-303-1192	078-302-8119	028-100-42	028-100-62	-	-	
		夜間		078-325-8529	078-325-8529	同上	同上	-	-	
	神戸市	昼間	航空機動隊	078-303-1192	078-302-8119	028-100-42	028-100-62	-	-	
		夜間		078-333-0119	078-325-8529	同上	同上	-	-	
	岡山県	昼間	消防防災航空センター	086-250-0330	086-294-7885	-	-	-	-	
		夜間	公用携帯	080-6338-6071		-	-	-	-	
	岡山市	昼間	消防航空隊	086-261-0119	-	-	-	-	-	
		夜間		086-253-9978	-	-	-	-	-	
	広島県	昼間	防災航空センター	0848-86-8931	0848-86-8933	034-805-202		-	-	
		夜間	危機管理連絡員	082-228-0999	082-227-2122	034-101-2786	034-101-119	-	-	
出動準備航空小隊	広島市	昼間	消防航空隊	082-546-3454	082-546-3455	034-201-92312	034-201-92369	-	-	
		夜間		082-546-3456	082-542-1007	034-201-92391	同上	-	-	
	香川県	昼間	防災航空隊	087-879-0119	087-879-1400	037-433-561	-	-	-	
		夜間		-	-	-	-	-	-	
	東京都	昼間	東京消防庁航空隊	031-3521-5811	03-3522-0120	013-601-9501-7119	-	-	-	
		夜間					-	-	-	
	福井県	昼間	防災航空隊	0776-51-6945	0776-51-6947	018-418-2	018-418-2	-	-	
		夜間		090-3291-8531				-	-	
	名古屋	昼間	消防航空隊	0568-28-0119	0568-28-0721	-	-	-	-	
		夜間	消防局	052-961-0119	052-953-0119	023-700-6300	023-700-5555	-	-	
	滋賀県	昼間	防災航空隊	0748-52-6677	0748-52-6679	025-100-3-140-0	025-100-3-140-1	-	-	
		夜間	隊長公用携帯	090-6916-0678	-	-	-	-	-	
	奈良県	昼間	防災航空隊	0742-81-0399	0742-81-5119	-	-	-	-	
		夜間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	029-111-9071	029-111-9210	29-9071	29-9210	
	山口県	昼間	消防防災航空隊	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264	-	-	-	
		夜間					-	-	-	
出動準備航空小隊	徳島県	昼間	航空隊	088-683-4119	088-683-4121	036-211-0-378	-	-	-	
		夜間		090-4975-5302		-	-	-	-	
	愛媛県	昼間	消防防災航空隊	089-972-2133	089-972-3655	038-200-5202	038-200-2328	-	-	
		夜間		089-941-2160	089-941-0119	038-200-2316	同上	-	-	
	高知県	昼間	消防防災航空センター	088-864-3890	088-864-3896	-	-	-	-	
		夜間		090-8972-2272		-	-	-	-	
	福岡市	昼間	消防航空隊	092-451-3119	092-473-8425	040-130-7121	-	-	-	
		夜間		092-725-6595		-	-	-	-	
	北九州市	昼間	消防航空隊	093-475-6701	093-475-6700	-	-	-	-	
		夜間		093-582-3811	093-592-6805	-	-	-	-	
熊本県		昼間	防災消防航空隊	096-279-1571	096-279-1573	043-524-78	-	-	-	
		夜間		090-5285-8106			-	-	-	

鳥取県の登録隊

平成31年4月1日現在

消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊					特殊装備小隊					合 計	
										毒劇物等対応小隊	火災等対応小隊 大規模危険物	火災等対応小隊 密閉空間	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	水難救助小隊	その他	航空小隊	水上小隊	小 隊 数	重 複 除 く
県 内 構 成	東部消防局 (代表消防機関)	1		1	7	1	3	3	1	(2)							1			20	18
	中部消防局 (代表消防機関代行)			1	5	1	2	1		(1)										11	10
	西部消防局 (代表消防機関代行)	1		(1)	7	1	2	3		(1)						1	1			18	16
	鳥取県航空隊 (消防防災航空センター)																	1		1	1
鳥取県合計		2		3	19	3	7	7	1	(4)						1	2	1		50	45

鳥取県大隊の編成

平成31年4月1日現在

小隊名 消防本部等	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊					特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊
東部消防局	東部指揮	1 東町タンク	1 八頭救助	1 国府救急	1 支援車Ⅱ型	1 鳥取指揮	八頭救助											
		2 鳥取化学		若桜救急	2 資機材搬送		資機材搬送											
		3 湖山ポンプ		青谷救急	3 燃料補給													
		4 用瀬ポンプ																
		5 青谷ポンプ																
		6 智頭ポンプ																
		7 若桜ポンプ																
中部消防局	中部指揮	1 琴浦ポンプ	1 倉吉救助	1 湯梨浜救急	1 資機材搬送車	1 西倉化学												
		2 西倉化学	2	倉吉救急2	2													
		3 湯梨浜タンク	3															
		4 倉吉ポンプ1	4															
		5 西倉ポンプ	5															
西部消防局	局指揮車	1 米子1号車	1 皆生工作車	1 伯耆救急車	1 支援車Ⅰ型	1												
		2 米子2号車	2	皆生救急車	2 機動連絡車	2												
		3 南部2号車	3		人員輸送車	3												
		4 米子3号車	4															
		5 伯耆2号車	5															
		6 米子5号車	6															
		7 中山2号車	7															
鳥取県消防防災航空センター																	航空隊	

※統合機動部隊の編成は、別表第7のとおり別に定める。

鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

平成 31 年 4 月 1 日現在

消防本部名	後方支援車両 (下段カッコ内は無償使用車両)										後方支援資機材												備考		
	支援車Ⅰ型	支援車Ⅱ型	支援車Ⅲ型	支援車Ⅳ型	大型除染システム搭載車	燃料補給車	航空隊支援車	資機材搬送車	人員輸送車	抛点機能形成車	機動連絡車	エアートント	簡易ベッド	寝袋	折りたたみ椅子	折りたたみテーブル	簡易テント	簡易トイレ	リアカー	エアートント用クーラー	エアートント用ヒーター	発電機		ガソリン(20ℓ)缶	調理器具一式
後方支援中隊長 東部消防局			1			1 (1)		1 (1)				4	48	53	36	12	3	3	3	4	4	4	4	8	4
中部消防局								1				1	17	17	17	5	2	2	2	2	1	1	1	2	1
西部消防局	1 (1)								1 (1)		1 (1)	3	26	56	40	9	2	5	-1	1	1	1	2	2	3
鳥取県合計	1	1				1		2	1		1	8	91	126	93	26	7	10	6	7	6	7	12	8	

鳥取県統合機動部隊の編成

平成 3 1 年 4 月 1 日現在

小隊名 応援先	統合機動部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	通信支援小隊	後方支援小隊	集結場所
応援先都道府県 兵庫県	東部消防局 東部消防局指揮隊 (都道府県大隊長兼務)	東部消防	東部消防	東部消防	東部消防	東部後方支援小隊 西部後方支援小隊 (支援車 I 型)	中国自動車道揖保川 P A
		中部消防	中部消防	中部消防			
		西部消防	西部消防	西部消防			
応援先都道府県 島根県	西部消防局 西部消防局指揮隊 (都道府県大隊長兼務)	東部消防	東部消防	東部消防	東部消防	東部後方支援小隊 西部後方支援小隊 (支援車 I 型)	鳥取県消防学校 中国自動車道江の川 P A
		中部消防	中部消防	中部消防			
		西部消防	西部消防	西部消防			
応援先都道府県 岡山県	東部消防局 東部消防局指揮隊 (都道府県大隊長兼務)	東部消防	東部消防	東部消防	東部消防	東部後方支援小隊 西部後方支援小隊 (支援車 I 型)	岡山自動車道高梁 S A 美作市消防本部
		中部消防	中部消防	中部消防			
		西部消防	西部消防	西部消防			

鳥取県NBC災害即応部隊の編成

部 隊	消 防 本 部 名	車 両 種 別
指揮隊	東部広域行政管理組合消防局	指揮車
検知・救助隊	東部広域行政管理組合消防局	救助工作車
除染隊	東部広域行政管理組合消防局	水槽付消防ポンプ自動車
その他の部隊	東部広域行政管理組合消防局	資機材搬送車
	東部広域行政管理組合消防局	救急車

※その他の部隊については、状況により調整する。

鳥取県土砂・風水害機動支援部隊の編成

令和2年7月1日現在

部 隊	消 防 本 部 名	車 両 種 別
指揮隊	東部広域行政管理組合消防局	指揮車
救助小隊	中部ふるさと広域連合消防局	津波・大規模風水害対策車
	西部広域行政管理組合消防局	救助工作車
特殊装備小隊	西部広域行政管理組合消防局	重機及び重機搬送車
後方支援小隊	東部広域行政管理組合消防局	燃料補給車
	西部広域行政管理組合消防局	機動連絡車
	西部広域行政管理組合消防局	支援車（Ⅰ型）
その他の部隊	東部広域行政管理組合消防局	支援車（Ⅲ型）
	中部ふるさと広域連合消防局	指揮支援車

※土砂・風水害機動支援部隊の食料については、各消防局で準備する。

※調理器具、宿営等の資器材は、後方支援小隊の西部広域行政管理組合消防局が担当する。

※その他の部隊については、状況により調整する。

鳥取県大隊の出動対象都道府県等一覧

出動計画・出動対象災害		区分	応援先都道府県	集結場所
基本計画（出動準備）	区分Ⅰ ・最大震度7の地震災害が発生した場合	第一次出動の対象となる場合	兵庫県	中国自動車道揖保川PA
	区分Ⅱ 最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合		島根県	鳥取県消防学校・中国自動車道江の川PA
	区分Ⅲ 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合 イ 大津波警報が発表された場合		岡山県	岡山自動車道高梁SA 美作市消防本部
	区分Ⅰ ・最大震度7の地震災害が発生した場合 ※震災が海城の場合は出動の準備	出動準備の対象となる場合	石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県	中国自動車道揖保川PA
迅速出動	区分Ⅱ 最大震度6強（東京都特別区は6弱）の地震災害が発生した場合 ※震災が海城の場合は出動の準備		広島県 山口県	中国自動車道江の川PA・安佐SA・真庭PA
	区分Ⅲ 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合 ※震災が海城の場合は出動の準備		徳島県 香川県 高知県	岡山自動車道高梁SA
	区分Ⅲ 最大震度6弱（政令市等は5強）の地震災害が発生した場合 ※基本計画において出動準備をしている際の中から必要な隊		福岡県 佐賀県 長崎県	中国自動車道江の川PA・安佐SA



出動計画・出動対象災害	応援編成計画	応援先都道府県	集結場所	進出拠点	進出拠点（高速道路以外）
アクションプラン	第2次応援	山梨県・静岡県・愛知県・三重県のいずれか	中国自動車道揖保川PA	東名道浜名湖SA	浜松オートレース場（浜松市中区和合町936-19）
	長官指示による（即時応援）	東京都	中国自動車道揖保川PA	東名道東京IC	第三方面訓練場（渋谷区幡ヶ谷）
	【表4-1：東海地方が大きく被災】	愛媛県	岡山自動車道高梁SA	岡山自動車道 上分SA	【別表3 進出拠点一覧表 参照】
	【表4-2：近畿地方が大きく被災】	高知県	岡山自動車道高梁SA	高知自動車道 南国SA	【別表3 進出拠点一覧表 参照】
迅速出動	【表4-3：四国地方が大きく被災】	高知県	岡山自動車道高梁SA	高知自動車道 南国SA	【別表3 進出拠点一覧表 参照】
	【表4-4：九州地方が大きく被災】	大分県	中国自動車道江の川PA	大分自動車道 別府湾SA	【別表3 進出拠点一覧表 参照】

※進出拠点（高速道路以外）の別表3 進出拠点一覧表は緊急消防援助隊関係参考資料を参照

鳥取県大隊の迅速出動に係る隊編成

平成31年4月1日現在

消防本部名	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	工ネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊						航空小隊	水上小隊	合 計
										毒劇物等対応小隊	火災等対応小隊 大規模危険物	火災等対応小隊 火災等対応小隊	大量送水小隊 遠距離	消防活動二輪小隊	特殊車両小隊 震災対応	水難救助小隊	その他				
東部消防局		1		1	1	1	1	1	1												7
					1	1	1	1													4
		(1)		(1)	1	1	1	1													4 (2)
合 計		1 (1)		1 (1)	3	3	3	3	1												15 (2)

(統 合 機 動 部 隊)
(第 一 次 編 成 陸 上 隊)

※統合機動部隊と第一次編成陸上隊は兼務。第二次編成陸上隊以降は、隊員交代で対応する。

鳥取県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
各隊間	主運用波・活動波等	無線統制は、鳥取県大隊長が行う。
鳥取県大隊本部 ↓ 調整本部 指揮支援本部 各都道府県大隊本部	統制波 1 (指揮支援部隊長)	無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。

※ 出動時における無線通信運用体制は、運用要綱第32条に基づき行うとともに、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ただし、使用無線系統は被災地消防本部の指示に従うものとする。

- 1 統制波統制局は、調整本部におくものとする。
- 2 主運用波統制局は、鳥取県大隊本部におくものとする。
- 3 主運用波の使用は、原則として鳥取県大隊長と各隊長間とするが、無線運用上必要がある場合は、各隊間で使用することができるものとする。
- 4 鳥取県大隊内の無線機の貸し借りにより、各隊内の無線連絡は同一の周波数で行うよう努めるものとする。
- 5 中継送水体系をとるときは、原則として同一周波数の無線をそのラインごとに確保するものとするが、それによりがたいときでも、少なくとも、筒先担当と水源担当は同一周波数の無線とするものとする。
- 6 通信は必要最小限にとどめるものとする。

※ 緊急消防援助隊の運用に関する要綱 別表（主運用波の割当て）

主運用波 1・・・青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県

主運用波 2・・・宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県

主運用波 3・・・山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県

主運用波 4・・・北海道、徳島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、静岡県

主運用波 5・・・秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県

主運用波 6・・・神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県

主運用波 7・・・岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

鳥取県大隊の準備資機材（特殊災害対応中隊）

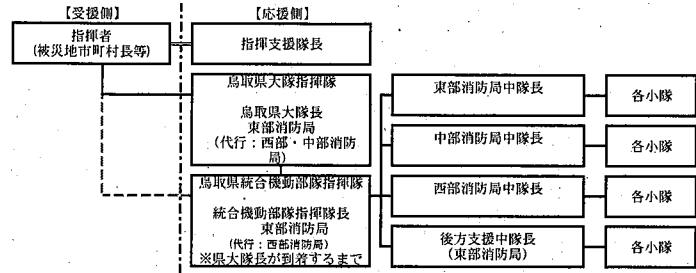
平成31年4月1日現在

消防本部名	放射線防護消防服	レベルA防護服	レベルB防護服	レベルC防護服	空気呼吸器	全面マスク	防じんフィルタ	個人線量計	(空間線量計 (電離箱式))	(空間線量計 (GM計数管式))	(シンチレーション 空間線量計)	(中性子線量計 (空間線量計用))	(GM計数管式 表面汚染検査計)	(シンチレーション 表面汚染検査計)	除染剤散布器	有毒ガス検知器	有毒ガス測定器	複合型ガス測定器	除染シャワー (2口以上)
東部消防局	2	5	10	24	10	13	13	24	1	9		1	4		2	2		3	1
中部消防局	3	3	10	17	10	10	10	17		4	1	1	4	1	2		1		
西部消防局	5	5	10	21	10	10	10	21	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1
鳥取県合計	10	13	30	62	30	33	33	62	2	14	2	3	9	2	6	3	1	6	2

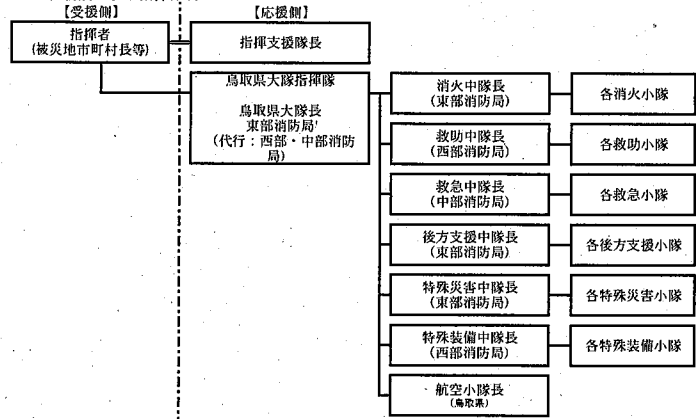
鳥取県大隊等指揮体制

1 地震等大規模災害

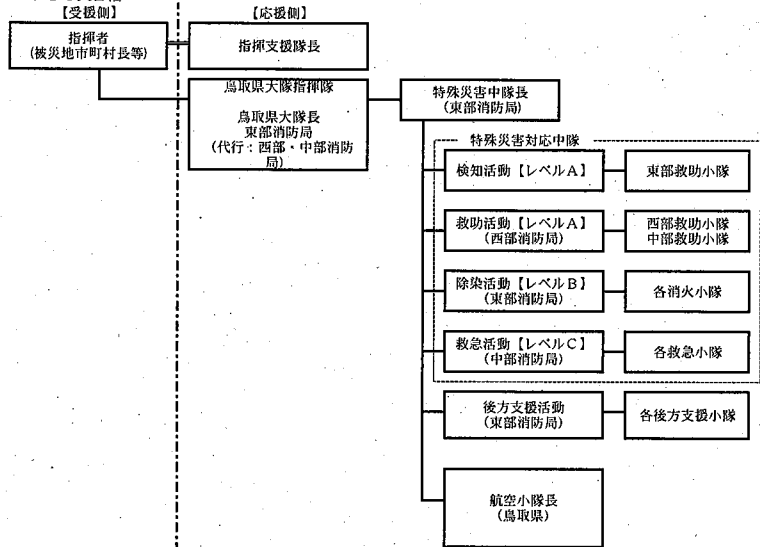
(1) 消防局別による指揮体制



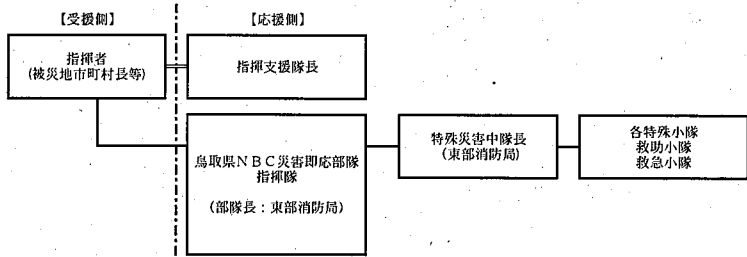
(2) 任務別による指揮体制



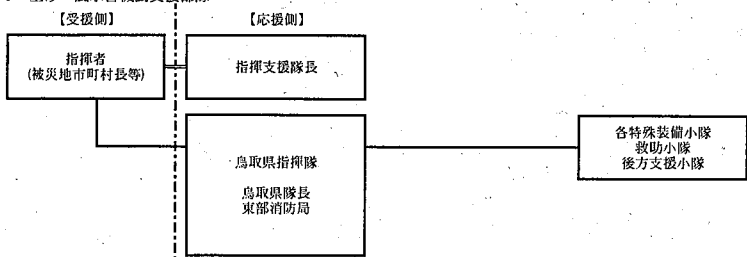
2 NBC災害編



3 NBC災害即応部隊



4 土砂・風水害機動支援部隊



別紙第 2

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 I Cから I Cまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
この車両は、消防組織法第 4 4 条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。	
災害名： _____	
年 月 日	
発行者 職氏名	印

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

別紙第 2

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 I Cから I Cまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
この車両は、消防組織法第 4 4 条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。	
災害名： _____	
年 月 日	
発行者 職氏名	印

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告

都道府県名:

消防本部名			
消防本部コード			
公務証明書発行番号			
公務証明書発行日			
車両登録番号			
緊急消防援助隊登録部隊種別			
車隊長	階 級		
	氏 名		
通過した 有料道路 Ⅰ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 Ⅱ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 Ⅲ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 Ⅳ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 Ⅴ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		
通過した 有料道路 Ⅵ	道路名称		
	道路の区分 (※)		
	区 間	IC名 (入口)	
		IC名 (出口)	
	通過月日		
	往路・復路の区分		

(注1:上表中の「道路の区分」欄には、東日本高速道路株式会社管轄道路は1、中日本高速道路株式会社管轄道路は2、西日本高速道路株式会社管轄道路は3、首都高速道路は4、阪神高速道路は5、本州四国連絡道路は6、指定都市高速道路のうち名古屋高速道路は7、広島高速道路は8、福岡北九州高速道路は9と記入してください。)

(注2:多くの車両がある場合は、本表を横に拡張してください。)

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員	
派遣場所	職・氏名
	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	氏名		TEL	
本部長	所属		職・氏名	
航空運用調整班	TEL		FAX	

調整本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	氏名		TEL	
本部長	所属		TEL	
統括指揮支援隊長	氏名		TEL	

政府現地対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	職・氏名		TEL	
本部長				

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	氏名		TEL	
本部長				

指揮本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	氏名		TEL	
本部長				

指揮支援本部

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	所属		TEL	
指揮支援本部長	氏名			
(指揮支援隊長)				

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	所属		TEL	
HB指揮者	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所:

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長)

報告日時	年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷		有 ・ 無		車両・資機材の損傷		有 ・ 無
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	航空小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
				合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃			
災 害 発 生 場 所				
災 害 名				
災 害 の 状 況				
	原子力施設等		被 害	
	石油コンビナート等		被 害	

・都道府県大隊(統合機動部隊含む) ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

出動可能な全隊					
指揮隊		後方支援小隊		特 殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
消火小隊		通信支援小隊			消防活動二輪小隊
救助小隊		毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊
救急小隊		大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊
水上小隊		密閉空間火災等対応小隊			その他()
連絡事項(必要資機材等)					

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(○の付いた隊)

指揮支援部隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
連絡事項(必要資機材等)				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊用)

可能隊数報告	年	月	日	時	分
出動隊数報告	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
代表消防機関消防長 } 殿

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

都道府県大隊

- ・()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること。
- ・重複登録している隊は、災害状況等を勘案し、任務に応じた隊で計上すること。
- ・別記様式2-2(部隊用)で計上する隊を除いたものを記載すること。

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮隊	[]	[]	[]	[]	
消火小隊	[]	[]	[]	[]	
救助小隊	[]	[]	[]	[]	
救急小隊	[]	[]	[]	[]	
後方支援小隊	[]	[]	[]	[]	
通信支援小隊	[]	[]	[]	[]	
水上小隊					
特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊				
	大規模危険物火災等対応小隊				
	密閉空間火災等対応小隊				
特殊装備小隊	遠距離大量送水小隊				
	震災対応特殊車両小隊				
	水難救助小隊				
	消防活動二輪小隊				
	その他()				
合 計	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 0

最も早く出動可能な隊	出動予定時間	時	分
	出動時間	時	分

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

可能隊数報告	年	月	日	時	分
出動隊数報告	年	月	日	時	分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長
代表消防機関消防長 } 殿

都道府県消防防災主管部長 又は 消防長

次のとおり隊数及び人数を報告します。

応援先(都道府県名)	
災害名	

部隊

・指揮支援部隊の各隊、航空部隊の各隊、部隊(指揮支援部隊及び航空部隊を除く)の指揮隊については、備考欄に消防本部名又は航空隊名を記載すること。

・統合機動部隊については、都道府県大隊用に記載すること。

隊の種別		可能隊数	人数	出動隊数	人数	備考
指揮支援部隊	統括指揮支援隊					
	指揮支援隊					
	航空指揮支援隊					
航空部隊	航空小隊					
	航空後方支援小隊					
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	
	指揮隊					
	合 計	0	0	0	0	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	年 月 日 時 分頃			
災害発生場所				
災害名				
災害の状況				
	原子力施設等		被害	
	石油コンビナート等		被害	

出動区分	求め・指示（消防組織法第44条第 項）
アクションプラン又は運用計画	適用（ ）・非適用
求め又は指示日時	年 月 日 時 分

・都道府県大隊（統合機動部隊含む） ※出動を求め又は指示する隊（○又は数字の付いた隊）

出動可能な全隊	()内は、統合機動部隊として出動の求め又は指示をする隊について記載。						
指揮隊	()	後方支援小隊	()	特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊		
消火小隊	()	通信支援小隊	()		消防活動二輪小隊		
救助小隊	()	特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊			震災対応特殊車両小隊	
救急小隊	()		大規模危険物火災対応小隊			水難救助小隊	
水上小隊			密閉空間火災等対応小隊			その他()	
連絡事項(必要資機材等)				応援先	市区町村		
				進出拠点			

・部隊 ※出動を求め又は指示する隊（○又は数字の付いた隊）

指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	指揮支援隊		NBC災害即応部隊	
	航空指揮支援隊		土砂・風水害機動支援部隊	
航空 部隊	航空小隊		応援先	市区町村
	航空後方支援小隊		進出拠点	
連絡事項(必要資機材等)				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班			
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552	
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036	

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

2 航空部隊出動状況

航空隊名			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5-1

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所	救助人数	備考(合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
計			人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載
 ※備考には、県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
計			人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式5-2 (出動状況)

消防本部ごとの出動状況

三
世

[illegible]

参考資料

別表第2(第一次出動都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊
兵庫	京都、大阪、 <u>鳥取</u> 、岡山
<u>鳥取</u>	兵庫、島根、岡山、広島
島根	<u>鳥取</u> 、岡山、広島、山口
岡山	兵庫、 <u>鳥取</u> 、広島、香川

別表第3(出動準備都道府県大隊)

災害発生都道府県	第一次出動都道府県大隊
石川	新潟、群馬、山梨、長野、静岡、愛知、三重、京都、大阪、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u>
福井	新潟、富山、山梨、長野、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u>
滋賀	富山、石川、山梨、長野、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u> 、徳島
京都	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u> 、岡山、徳島、香川
大阪	石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、 <u>鳥取</u> 、岡山、広島、徳島、香川
奈良	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、 <u>鳥取</u> 、岡山、徳島、香川
和歌山	石川、福井、岐阜、静岡、愛知、滋賀、兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、徳島、香川
<u>鳥取</u>	福井、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、山口、徳島、香川、愛媛
広島	大阪、兵庫、奈良、 <u>鳥取</u> 、徳島、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
山口	兵庫、 <u>鳥取</u> 、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
徳島	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀
香川	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、 <u>鳥取</u> 、島根、広島、山口、福岡、佐賀
愛媛	滋賀、京都、大阪、兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、山口、福岡、佐賀、長崎、大分
高知	滋賀、京都、大阪、兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、山口、福岡、佐賀、長崎、大分
福岡	兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、宮崎、鹿児島
佐賀	兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島
長崎	兵庫、 <u>鳥取</u> 、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、宮崎、鹿児島

別表A-1(出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III-ア	ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
III-イ	イ 大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
IV	・噴火警報(居住区域)が発表された場合	・噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)		・噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な統括指揮支援隊輸送航空小隊 ・噴火警報(居住区域)が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な情報収集航空小隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、除く。

別表A-2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合において出動準備を行う緊急消防援助隊)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III-ア	ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊
III-イ	イ 大津波警報が発表された場合	・大津波警報が発表された都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・大津波警報が発表された都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・大津波警報が発表された都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・大津波警報が発表された都道府県に対応する第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊 ・大津波警報が発表された都道府県に対応する出動準備航空小隊のうち出動可能な全隊

※ 発生した地震の震央が海域の場合は、震央管轄都道府県を最大震度都道府県と読み替える。

基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適応する場合は、除く。

別表B(統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

災害発生都道府県	統括指揮支援隊の所属 する消防本部		指揮支援隊の所属する消防本部
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位	
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局、広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局、広島市消防局、北九州市
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、堺市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、岡山市消防局、広島市消防局

別表C(第一次出動航空小隊)

災害発生 都道府県	第一次出動航空小隊			
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集小隊	救急・救助・輸送航空小隊等	
京都府		滋賀県 兵庫県	福井県 愛知県 名古屋市 三重県 大阪市 神戸市 奈良県 鳥取県	
兵庫県	大阪市	京都市 岡山市	三重県 滋賀県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県	
鳥取県	大阪市	京都市 島根県	兵庫県 神戸市 岡山県 岡山市 広島県 広島市 香川県	
島根県	広島市	京都市 鳥取県	兵庫県 神戸市 岡山県 岡山市 広島県 山口県 愛媛県	
岡山県	広島市	京都市 広島県	兵庫県 神戸市 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 愛媛県	
広島県		岡山県 高知県	鳥取県 島根県 岡山市 山口県 香川県 愛媛県 福岡市 北九州市	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

出動準備航空小隊												
災害発生都道府県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	
石川県	新潟県	東京	埼玉県	長野県	静岡県	静岡市	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市	
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	石川県	長野県	静岡県	静岡市	静岡県	和歌山県	鳥取県	徳島県	
大阪府	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山市	香川県	高知県	
奈良県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	鳥取県	岡山市	香川県	高知県	
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋	鳥取県	岡山県	香川県
鳥取県	東京	福井県	名古屋	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
山口県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京	名古屋	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	島根県	広島県	福岡市	北九州市	熊本県
香川県	東京	名古屋	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	熊本県
愛媛県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	島根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表E-1(迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊
III	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 ※1		・別表A-1において出動準備をしている隊の中から必要な隊	

※1 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合は、除く。

別表E-2(複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震が発生した場合における迅速出動に係る措置要求等の内容)

区分	適用基準	指揮支援部隊	都道府県大隊	航空小隊
I	・最大震度7の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位) ・震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊のうち出動可能な全隊	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県大隊のうち出動可能な全隊	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊
II	・最大震度6強(東京都特別区は6弱)の地震が発生した場合 ※1	・震央管轄都道府県に対応する統括指揮支援隊(指定順位第1位)	・震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊 ・震央管轄都道府県に対応する出動準備都道府県大隊の属する都道府県の統合機動部隊のうち出動可能な全隊	・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊
III	・最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)の地震が発生した場合 ※1			・別表A-2において出動準備をしている隊の中から必要な隊

※1 基本計画の第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合及び発生した地震の震央が海域の場合
は、除く。

＜東海地震アクションプラン＞【表4 都道府県大隊の応援編成計画】

受援県	第一次 応援都道府県大隊	第二次応援都道府県大隊	第三次 応援都道府県大隊
山梨県	茨城県、栃木県	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、 <u>神奈川県</u> 、 新潟県、石川県、 <u>長野県</u> 、 <u>岐阜県</u> 、 京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島県	山口県、福岡県、 佐賀県、長崎県、 熊本県、鹿児島県、 沖縄県
静岡県	群馬県、埼玉県、 千葉県、 <u>東京都</u>		
愛知県	富山県、福井県		
三重県	滋賀県、奈良県		

※ 下線部は、強化地域を管轄する都県

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-1 都道府県大隊の応援編成計画：東海地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県、岩手県、山形県、埼玉県	茨城県、千葉県、東京都、神奈川県
	愛知県	秋田県、福島県、栃木県	山梨県
	三重県	宮城県、群馬県、新潟県	長野県、岐阜県
	和歌山県	富山県	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
四国	徳島県	石川県	岡山県
	香川県	福井県	
	愛媛県	鳥取県	広島県
	高知県	島根県	兵庫県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-2 都道府県大隊の応援編成計画：近畿地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県、秋田県	山梨県
	愛知県	岩手県	千葉県
	三重県	宮城県、山形県、福島県	茨城県
近畿	和歌山県	栃木県、埼玉県、富山県	東京都、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、石川県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
	愛媛県	島根県	岐阜県
	高知県	新潟県、鳥取県	京都府、岡山県、広島県
九州	大分県	佐賀県	山口県
	宮崎県	長崎県	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-3 都道府県大隊の応援編成計画：四国地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県、富山県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県、島根県	神奈川県、兵庫県
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	広島県
九州	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、鳥取県	東京都、京都府、岡山県
	大分県	佐賀県	山口県、福岡県
	宮崎県	長崎県	熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

＜南海トラフ地震アクションプラン＞【表4-4 都道府県大隊の応援編成計画：九州地方が大きく被災】

地方	重点受援県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東海	静岡県	青森県	茨城県
	愛知県	岩手県、秋田県	長野県
	三重県	宮城県、山形県	山梨県、岐阜県
近畿	和歌山県	福島県	千葉県、滋賀県、大阪府、奈良県
四国	徳島県	群馬県	神奈川県、京都府
	香川県	福井県	
	愛媛県	石川県	兵庫県
	高知県	栃木県、埼玉県、新潟県、富山県	東京都、岡山県
九州	大分県	鳥取県、佐賀県	広島県
	宮崎県	島根県、長崎県	山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
		北海道 ※3	

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※3 北海道の出動先については、被害の状況や航路等に応じて長官が指示する。

＜首都直下地震アクションプラン＞【表3 都道府県大隊の応援編成計画】

受援都道府県	即時応援都道府県大隊 ※1	被害確認後応援都道府県大隊 ※2
東京都	北海道、青森県、山形県、新潟県、石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	栃木県、山梨県、長野県
埼玉県	岩手県、秋田県、福島県、富山県、大阪府	群馬県
千葉県	宮城県、広島県	茨城県
神奈川県	岐阜県、愛知県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	静岡県

※1 即時応援都道府県大隊とは、即時応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

※2 被害確認後応援都道府県大隊とは、被害確認後応援都道府県において編成する都道府県大隊をいう。

**鳥取県緊急消防援助隊航空部隊
応援等実施計画**

令和 2 年 3 月

鳥取県

鳥取県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画 目次

第1章	総 則	1
第2章	航空部隊の編成等	1
第3章	情報連絡体制及び参集体制	2
第4章	資機材等に関する事項	2
第5章	応援等出動	3
資 料 等		
別表1	(情報連絡体制一覧表)	5
別表2	(参集体制表)	6
別表3-1	(情報収集任務積載資機材一覧)	7
別表3-2	(救助・救急・輸送活動任務積載資機材一覧)	8
別表3-3	(消火活動任務積載資機材一覧)	9
別表3-4	(航空隊支援車積載資機材)	10
別表4-1	(迅速出動応援出動先一覧)	11
別表4-2	(アクションプラン応援出動先一覧)	12
別表4-3	(その他応援出動先一覧)	14
別表5	(運航不能時連絡体制一覧表)	15

鳥取県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成31年3月8日付け消防広第35号改定。以下「要請要綱」という。）第38条に基づき、鳥取県緊急消防援助隊航空部隊の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 航空隊員等

鳥取県航空隊の航空隊長、航空隊副隊長、航空隊員、操縦士及び整備士をいう。

(2) 迅速出動該当地震

要請要綱に定められている航空小隊に係る基本的な出動計画（以下「出動計画」という。）における別表C中及び別表D中において、鳥取県航空隊が、それぞれ第一次出動航空小隊または出動準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。

(3) アクションプラン該当地震

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された、東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震におけるアクションプラン（以下「東海地震等アクションプラン」という。）に該当する地震のことをいう。

第2章 航空部隊等の編成等

1 航空小隊等の編成

(1) 航空小隊の編成

ア 航空隊長	1名
イ 航空副隊長	2名
ウ 航空隊員	5名（救急救命士3名を含む）
エ 操縦士	2名
オ 整備士	3名

(2) 航空後方支援小隊

ア 航空副隊長	2名
イ 航空隊員	1名

(3) 航空指揮支援隊

ア 航空隊長	1名
--------	----

イ 航空副隊長及び航空隊員 2名

2 任務別航空小隊の編成

(1) 情報収集航空小隊

ア 航空隊長又は航空副隊長 1名

イ 航空隊員 3名

ウ 操縦士 1～2名

エ 整備士 1～2名

(2) 救助・救急・輸送航空小隊

ア 航空隊長又は航空副隊長 1名

イ 航空隊員 3名

(原則として、救急救命士1名を搭乗させるものとする。)

ウ 操縦士 1～2名

エ 整備士 1～2名

(3) 消火航空小隊

ア 航空隊長又は航空副隊長 1名

イ 航空隊員 3名

ウ 操縦士 1～2名

エ 整備士 1～2名

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続きにかかる情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空小隊出動に係る連絡体制は別表1のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

(1) 鳥取県航空隊の参集基準は、迅速出動該当地震が発生し、その規模が要請要綱第30条で定める区分Ⅰから区分Ⅲに該当する場合又はアクションプラン該当地震が発生した場合とする。

(2) 夜間・休日等における航空隊員等の参集体制は別表2のとおりとする。

(3) 航空隊員等の参集場所は鳥取県航空隊基地とする。

第4章 資機材等に関する事項

1 航空隊に積載する資機材は任務別に次のとおりとする。

(1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品(着替え、洗面具等)を携行するとともに、概ね3日間分程度の食料及び飲料水を積載する。

(2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表3-1「情報収集任務積載資機材」

- 覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (3) 救助・救急・輸送活動任務で出動する場合は、別表 3-2「救助・救急・輸送活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (4) 消火活動任務で出動する場合は、別表 3-3「消火活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (5) 航空指揮支援隊で出動する場合は、別表 3-4「航空指揮支援隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。
- (6) 航空後方支援小隊で出動する場合は、別表 3-5「航空後方支援小隊積載資機材一覧」に掲げる資機材を積載するものとする。

第5章 応援等出動

1 応援出動都道府県等

鳥取県航空隊の応援出動都道府県及び任務は次のとおりとする。

- (1) 迅速出動該当地震
別表 4-1
- (2) アクションプラン該当地震
別表 4-2
- (3) その他の大規模災害または特殊災害
別表 4-3

2 応援出動不能時の連絡体制

機体整備等で運航不能となった場合は、その旨を別表 5 に掲げる代替航空隊に通知するものとする。

運航不能時に消防庁長官の求め又は指示を受けた場合は次の方法により、運航不能である旨の連絡を行う。

- (1) 情報収集任務の場合
別表 5 により、消防庁広域応援室に連絡するとともに、代替航空隊を選定する。
- (2) 救助・救急・輸送任務又は消火任務の場合
別表 5 中の消防庁広域応援室航空係へ運航不能である旨を連絡する。

3 活動可能残時間

鳥取県航空隊の、応援出動都道府県先における活動可能残時間は次のとおりとする。

- (1) 情報収集活動、救助・救急・輸送活動及び消火活動
情報収集活動、救助・救急・輸送活動及び消火活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、概ね 3 時間以上である場合とする。

点検までの飛行可能残時間－（現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間）

(2) 地上応援活動

ア 点検までの飛行可能残時間が前(1)に定める活動可能残時間に満たない場合で、応援先航空隊ヘリベース等において地上応援活動が可能な場合は、消防庁に地上応援活動が可能である旨を連絡して出動の要否を確認したうえで地上応援活動を実施するものとする。

イ 地上応援活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、概ね1時間以上3時間未満である場合とする。

点検までの飛行可能残時間－(現地までの飛行時間＋自隊基地までの飛行時間＋予備時間)

(予備時間＝現地までの飛行時間の20%＋自隊基地までの飛行時間の20%)

＜参考＞活動可能残時間を3時間と設定した根拠

活動可能残時間を長く設定すると応援可能航空部隊の確保が困難となり、短く設定すると現地において活動ができない。

活動可能残時間が1時間半あれば、情報収集活動、救助・救急・輸送活動及び消火活動のいずれにおいても応援活動として十分な活動を1回実施できると考察し、さらに活動内容に余裕を持たせ、1時間半程度の活動を2回または1時間半を超えるような長時間を要する活動でも1回は実施できるように活動可能残時間を3時間と設定した。

附 則

この応援等実施計画は、平成28年3月25日から施行する。

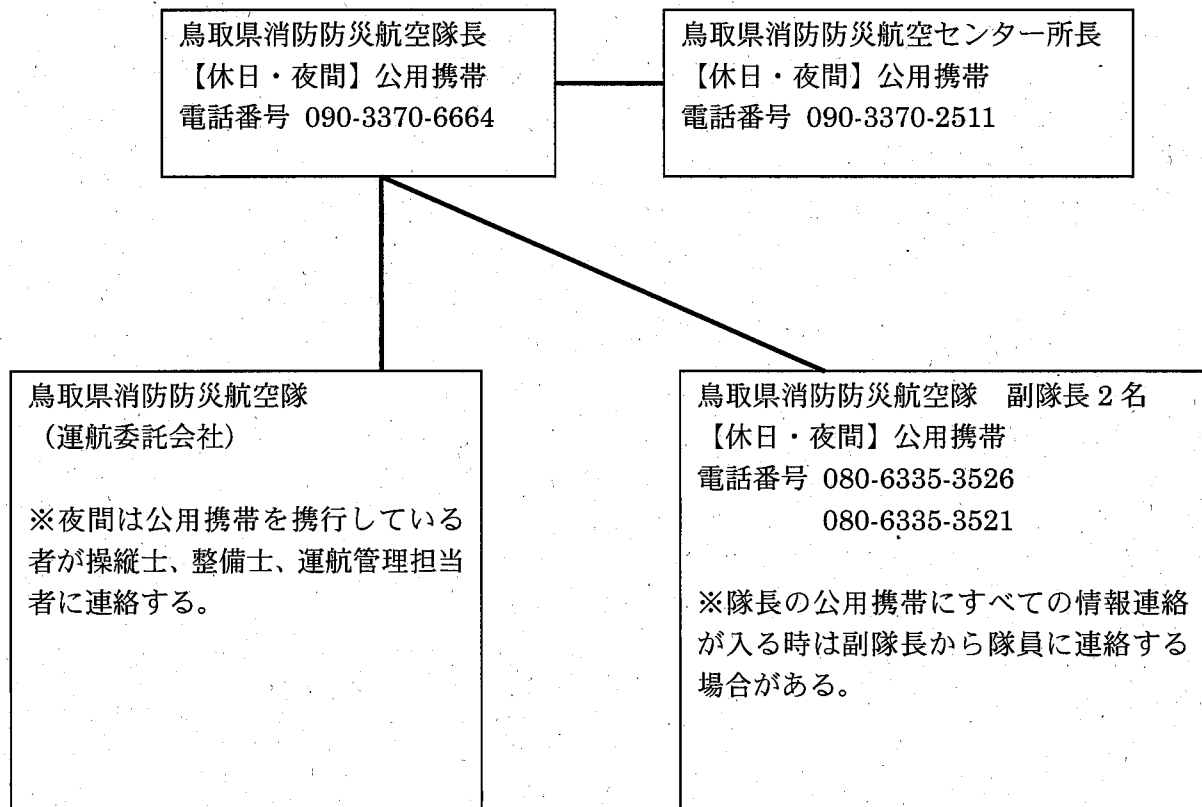
附 則

この応援等実施計画は、令和2年3月26日から施行する。

情報連絡体制一覧表

連絡順番	機 関	時間 帯別	連絡先	電話番号	FAX 番号	無 線 呼出名称
1	消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2	鳥取県	昼間	消防防災課	0857-26-7062	0857-26-8139	防災鳥取県 庁
		夜間	防災待機室	0857-26-7064	0857-26-8137	
	(消防防災航空センター)	昼間	航空センター	0857-38-8119	0857-38-8127	防災鳥取航 空隊
		夜間	隊長公用携帯	090-3370-6664		
3	東部広域行政管理組合 消防局	昼間	警防課	0857-23-2303	0857-54-1221	東部消防
		夜間	指令センター	0857-23-0119	0857-26-9406	
	西部広域行政管理組合 消防局	昼間	警防課	0859-35-1959	0859-35-1961	西部消防
		夜間	指令課	0859-35-1962	0859-35-1964	
	中部ふるさと広域連合 消防局	昼間	警防課	0858-29-5122	0858-29-7750	中部消防
		夜間	指令課	0858-29-5124	0858-29-7751	
	※時間帯別の夜間には休日の昼間も含む。					

鳥取県消防防災航空隊参集体制表



情報収集任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ヘリテレ装置	一式	ヘリコプターに装備
デジタルカメラ	1	ヘリコプターに積載
機外拡声装置	一式	ヘリコプターに装備

2 情報収集任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
パッセンジャーシート	1 脚	ヘリコプターに装備 (適宜増装)
ハンディーカメラ	1	ヘリコプターに積載

救助・救急・輸送活動任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ヘリテレ装置	一式	ヘリコプターに装備
デジタルカメラ	1	ヘリコプターに積載
機外拡声装置	一式	ヘリコプターに装備

2 救助・救急・輸送活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
救急バッグ	一式	ヘリコプターに積載
救命処置バッグ	一式	ヘリコプターに積載
デラックスサバイバースリング	2	ヘリコプターに積載
ピタゴール	5	ヘリコプターに積載
ラッピングストレッチャー	1	ヘリコプターに積載
レスキュースリング	2	ヘリコプターに積載
スクリーマースーツ	1	ヘリコプターに積載
安全ベルト	2	ヘリコプターに積載
ガイドロープ	2	ヘリコプターに積載
資機材投入バッグ	1	ヘリコプターに積載
救急カバン（ラックタイプ）	一式	ヘリコプターに装備
ルーカス	1	ヘリコプターに積載

消火活動任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
ヘリテレ装置	一式	ヘリコプターに装備
デジタルカメラ	1	ヘリコプターに積載
機外拡声装置	一式	ヘリコプターに装備

2 消火活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法
バンピバケット（注1）	一式	ヘリコプターに積載
消火バケツ（注2）	一式	ヘリコプターに積載
ファイヤーアタッカー（注3）	一式	ヘリコプターに装備
ステルウェルフライヤー	一式	ヘリコプターに積載
資機材投入バッグ	2	ヘリコプターに積載
消防隊員ホイス投入用資機材	一式	ヘリコプターに積載

注1、2 応援先都道府県、火災状況及び水利の状況等を考慮し選択する。

注3 アクションプラン（首都直下地震）対応時は、ヘリコプターに装備し出動する。

※：応援先での消火活動以外の任務対応を考慮し、可能であれば常載資機材も積載する。

航空指揮支援隊準備(積載)資機材

資機材名称	積載個数	積載方法等
隊員個人物品	隊員人数分	隊員が各自 3 日分程度の日常生活品を常備しておく
非常用飲料水	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
非常用食料品	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
寝袋	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
折り畳みテーブル及び椅子	一式	※航空支援車使用時
ジェットボイル	2 基	
デジタルカメラ	1 基	
腕章	1	航空指揮支援隊長用
公務従事者両証明書	10 枚	※航空支援車使用時
地図 (マップル)	適宜	
指揮支援用資機材	適宜	どこでもシート、PC、各種様式 等

航空隊後方支援隊積載資機材

資機材名称	積載個数	積載方法等
隊員個人物品	隊員人数分	隊員が各自 3 日分程度の日常生活品を常備しておく
非常用飲料水	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
非常用食料品	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
寝袋	隊員人数分	状況によって積載個数調整する。
折り畳みテーブル及び椅子	一式	
ジェットボイル	2 基	
デジタルカメラ	1 基	
公務従事者両証明書	1 0 枚	
地図 (マップル)	適宜	

鳥取県消防防災航空隊応援出動先一覧（迅速出動）

１ 第１次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
京都府	救助・救急・輸送	福知山～京都消防ヘリポート		85NM	00+45
兵庫県	救助・救急・輸送	加西～神戸ヘリポート		75NM	00+40
		加西～兵庫県広域防災センター		75NM	00+40
島根県	情報収集	米子～出雲空港		65NM	00+35
		雲南～石見空港		140NM	01+10
岡山県	救助・救急・輸送 (情報収集代替)	津山～岡南飛行場		60NM	00+30
		津山～岡山空港		50NM	00+25
広島県	救助・救急・輸送	新見～広島空港		90NM	00+45
		新見～広島ヘリポート		115NM	01+00

２ 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
石川県	救助・救急・輸送	若狭ヘリポート～小松空港		140NM	01+10
		福井空港～能登空港		200NM	01+40
奈良県	救助・救急・輸送	三田～奈良県ヘリポート		105NM	00+55
山口県	救助・救急・輸送	三次～山口宇部空港		175NM	01+30
徳島県	救助・救急・輸送	相生～徳島飛行場		90NM	00+45
香川県	救助・救急・輸送	津山～高松空港		85NM	00+45
		岡山～番の州		80NM	00+40
愛媛県	救助・救急・輸送	福山～県総合運動公園		130NM	01+05
		福山～西条運動公園		110NM	00+55
高知県	救助・救急・輸送	岡山～高知空港		125NM	01+05
福岡県	救助・救急・輸送	三次～福岡空港		225NM	01+55
		三次～北九州空港		190NM	01+35
佐賀県	救助・救急・輸送	広島ヘリポート～佐賀空港		245NM	02+05
長崎県	救助・救急・輸送	広島ヘリポート～長崎空港		270NM	02+15
		広島ヘリポート～大村航空基地		270NM	02+15
大分県	救助・救急・輸送	松山空港～大分県央飛行場		205NM	01+45
		倉橋島～大分空港		175NM	01+30
熊本県	救助・救急・輸送	大分空港～熊本空港		250NM	02+05
福井県	救助・救急・輸送	小浜～福井空港		120NM	01+00
		豊岡～若狭ヘリポート		80NM	00+40
滋賀県	救助・救急・輸送	福知山～希望ヶ丘文化公園		95NM	00+50
大阪府	救助・救急・輸送	神戸～八尾空港		95NM	00+50
		三田～大阪空港		80NM	00+40
和歌山県	救助・救急・輸送	南あわじ～南紀白浜空港		130NM	01+05

【備 考】

- ・ 別表４－１、２出動準備の佐賀県は消防防災航空隊がないため集結場所（進出拠点）を佐賀空港とした。

鳥取県消防防災航空隊応援出動先一覧（アクションプラン）

１ 東海地震アクションプラン

ブロック残留航空隊 第１候補に指定

２ 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
東京都	消火	名古屋空港～立川飛行場	名古屋空港	260NM	02+10
		名古屋空港～東京ヘリポート	名古屋空港	280NM	02+25

３ 南海トラフ地震アクションプラン

ブロック残留航空隊 第１候補に指定

鳥取県消防防災航空隊応援出動先一覧（その他の出動）

1 第1次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
京都府		福知山～京都消防ヘリポート		85NM	00+45
兵庫県		加西～神戸ヘリポート		75NM	00+40
		加西～兵庫県広域防災センター		75NM	00+40
島根県		米子～出雲空港		65NM	00+35
		雲南～石見空港		140NM	01+10
岡山県		津山～岡南飛行場		60NM	00+30
		津山～岡山空港		50NM	00+25
広島県		新見～広島空港		90NM	00+45
		新見～広島ヘリポート		115NM	01+00

2 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のヘリコプター集結場所(進出拠点)までの飛行経路	燃料補給ポイント	総運航距離	予定運航時間
石川県		若狭ヘリポート～小松空港		140NM	01+10
		福井空港～能登空港		200NM	01+40
奈良県		三田～奈良県ヘリポート		105NM	00+55
山口県		三次～山口宇部空港		175NM	01+30
徳島県		相生～徳島飛行場		90NM	00+45
香川県		津山～高松空港		85NM	00+45
		岡山～番の州		80NM	00+40
愛媛県		福山～県総合運動公園		130NM	01+05
		福山～西条運動公園		110NM	00+55
高知県		岡山～高知空港		125NM	01+05
福岡県		三次～福岡空港		225NM	01+55
		三次～北九州空港		190NM	01+35
佐賀県		広島ヘリポート～佐賀空港		245NM	02+05
長崎県		広島ヘリポート～長崎空港		270NM	02+15
		広島ヘリポート～大村航空基地		270NM	02+15
大分県		松山空港～大分県央飛行場		205NM	01+45
		倉橋島～大分空港		175NM	01+30
熊本県		大分空港～熊本空港		250NM	02+05
福井県		小浜～福井空港		120NM	01+00
		豊岡～若狭ヘリポート		80NM	00+40
滋賀県		福知山～希望ヶ丘文化公園		95NM	00+50
大阪府		神戸～八尾空港		95NM	00+50
		三田～大阪空港		80NM	00+40
和歌山県		南あわじ～南紀白浜空港		130NM	01+05

情報収集航空小隊運航不能時連絡体制一覧表

情報収集任務

被災都道府県	連絡順序		
	1	2	3
	消防庁	代替航空隊名	消防庁 (代替航空隊決定の通知)
島根県	広域応援室航空係 【勤務時間】 03-5253-7527 又は 【宿直室】 03-5253-7777	広島県防災航空隊 【勤務時間】 0848-86-8931 【夜間・休日】 090-9060-0604	広域応援室航空係 【勤務時間】 03-5253-7527 又は 【宿直室】 03-5253-7777

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

2 航空部隊出動状況

航空隊名			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5-1

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所	救助人数	備考(合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※備考には、県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※救出場所は住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

消防本部ことの出動状況

田 中 氏

[illegible]

